

今回のダム事業の検証と基本高水の関係について（直轄の場合）

◆河川法

【長期的な河川整備の最終目標】

○河川整備基本方針

（法第16条・令第10条の2）

- ・基本高水のピーク流量※1
- ・河道及び洪水調節施設への配分 等

※1 利根川水系では、利根川水系工事実施基本計画策定の際、基準地点（八斗島）における基本高水ピーク流量については、確率流量21,200m³/sと観測史上最大流量22,000m³/sの大きい方を採用し、22,000m³/sとした。

【20～30年間の整備計画】

○河川整備計画

（法第16条の2・令第10条の3）

- ・河川整備計画の目標（基準地点における目標の流量など）
- ・河川の整備（河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 等）

基本高水の変更が必要な場合

河川整備基本方針の変更

- ・国土交通大臣は、河川整備基本方針を変更しようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない
- （法第16条第3項、第6項）

必要があれば変更の可能性を検討

◆今回のダム事業の検証

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成22年9月28日）

計画策定済み

計画未策定 ※2

河川整備計画の目標に相当する目標の設定

複数の治水対策案の立案

※2 今回の検証対象ダムのある水系では利根川水系をはじめ4水系